

越前市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領
(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、越前市職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(2) 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として、障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢、状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意

するとともに、障がい者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その所属する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制等の整備）

第6条 市長は、職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及び当該障がい者の家族その他の関係者（以下これらを「相談者」という。）からの相談等に対応するため、次のとおり体制を整備する。

- (1) 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールに加え、相談者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な限り用意して、丁寧に対応するものとする。
- (2) 各所属の職員は、相談者から相談の内容となる事実を確認した上で相談対象事案があると認めるときは、相談等の内容を所属長に報告し、速やかに是正措置、再発防止策等を採るものとする。
- (3) 各所属の職員は、各所属において相談等記録を保管する。
- (4) 前3号の相談体制は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

2 人事担当部局及び障がい福祉担当部局は、職員が適切に対応できるよう、各所属からの相談等に応じるとともに、前項第3号の相談等記録を定期的に把握し、及び整理し、個人情報保護に配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

(研修及び啓発)

第6条 市長は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 市長は、職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために、障がい者差別解消越前市職員対応ガイドライン（平成29年4月1日施行）等により、意識の向上を図るものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。